

第三節 代官所の機構

一 代官所の設置

慶長十四年（一六〇九）島津氏の琉球入り後、大島五島は薩摩直屬に帰した。そして、慶長十八年（一六一三）初めて大島に代官所が設置され、法元仁右衛門が初めて代官奉行として赴任してから大島統治の中樞として、喜界島をも管轄することになった。

喜界島は大島代官所の所管であったが、元禄六年（一六九三）島民の願いによりあらためて代官を置かれた。徳之島は大島本島に遅れること三年、元和二年（一六一六）に至り初めて代官として相良勘解由が赴任した。沖永良部・与論の二島はともに徳之島代官の統治するところであったが、それから七十五年を経て元禄三年（一六九〇）徳之島から分離し、翌四年（一六九一）沖永良

部島に代官詰所を設け与論島ともあわせ管轄した。

代官詰所の位置は、現在の和泊農協および鹿児島銀行沖永良部支店の敷地で、これを大飯屋と呼んでいた。附役官舎の位置は、今の和泊郵便局向かい側でここを中飯屋と呼んでいた。横目官舎の位置は、現在の撰正蔵氏宅の東側および東北の二カ所に設けられ、東側を東飯屋、北側を西飯屋と呼んでいたが、安政四年に至り東西飯屋を他に移転した。

二 代官所の職制

代官 一人。藩公の代理として無上の権力を有し島政を処理した。もともと十三代までは代官と言わず奉行と称しか。「大島代官記」によると寛永十四年までは奉行といい、寛永十六年以降は代官となっている。）

横目（検事） 一人。一に見聞役または検事とも称し、罪人の糾問その他為政上監督の地位にあった寛永十八年以來二人に増加した。

附役 二人。代官に付随して島内全般の事務を処理す。

寛永十八年以來三人に増加した。

書役 数名。代官の指揮に従い、附役を補佐し、庶務に当たった。

(付) 代官、横目、附役は藩庁より派遣され、最初は二年または三年であったが、後に四年交代となった。彼らはいずれも単身で赴任したから、多くは妾をおいた。これをアングシヤリ（姉御志良礼）といい、その給料は島費で支弁したのである。

三 間切役所の職制

地方の行政区画は琉球服属時代と同じく三間切で、地方行政の中樞を間切役場といった。各間切の役場はいずれも和泊村にあった。

各間切の役員は次のとおりである。

大親役 一人。間切一切の事に当たる。知行二十石御

切米五石。（位階、髪指、琉球時代に同じ）

与人役 一人。大親を補佐し、主として戸籍をつかさ

どり、罪人糾問に当たる。知行十石御切米二石。

目指 数人。大親、与人の指揮に従い、庶務に従事す。

知行五石。

筆子 数人。間切の庶務に従事す。役料一人一日米五

合宛。

掟役 数人。庶民と接すること多く、会合および協

議の際議長となり、殖産の指導に当たる。役料

一人一日米五合宛。

功才 数人。掟役を補佐す。夫役を免ぜられる。(夫

役とは労働の賦課である)

居番 村民輪番にてこれを勤む。村役場の小使であ

る。

およそ一村に事があれば村集会所において村民全体の協議をもつて決行し、掟役これを指導した。一ヶ間切に

関する事は掟役の合議をもつて大親役これを処決した。

罪人糾問と戸籍調査は与人役これを掌り、全島に関する

事柄は大親役の協議に従い中央代官これを指導した。

元和九年(一六三三)古制を改め、大親役を廃し与人

役をもつて大親役に代えた。万治二年(一六五九)に至

り横目役を増置し、元禄以後さらに増員して与人の補佐

とした。横目役はいずれも銀簪を許され、その地位およ

び職制は次のとおりである。

間切横目 惣横目ともいい、犯人糾問、戸籍整理等監

督に関する事務を行う。年給米四石。ほかに勤

務日数に応じ一日人夫一人宛を受け、その子息

は空役(公の夫役を免ぜられること)となる。

黍横目 甘蔗の事を掌る。年給米三石六斗。ほかに勤

務日数に応じ、一日人夫一人宛を受け、その嫡

子に限り空役とす。

田地横目 田地の事を取り扱う。勤務日数に応じ一日

米五合。人夫一人宛を受く。

津口横目 船舶の出入を検査す。役料同右。

竹木横目 砂糖樽用の樽木その他の竹木の事を掌る。

役料同右。

黍横目以下竹木横目までは、いずれも元禄十一年以後

に増置されたものである。

以上は大島本島における職制であるが、徳之島におい

ては、与人六名、惣横目六名、黍横目七名、田地横目六

名、津口横目(不明)、竹木横目(不明)、目指六名、筆

子六名、黍見回(不明)、掟二十四名、と見えている。

沖永良部島においては、琉球服属時代の制を襲用した

ようであるが、後に多少の改廢があつたようである。

与人 三名。各知行十石、島中一切の行政事務を統轄

す。簪黄鉢巻を許さる。子は空役として夫役を

免ぜらる。

目指 三名。役料知行五石、一にオヨビヂウとも称え、

与人の指揮を受けて庶務を処理す。

筆子 三名。役料一人一日米五合、俗にテングと称え、

主に倉庫を保管し、その出入を掌る。

掟 十八名。役料一人一日米五合、俗にウツチと称え、

村の長にして村を代表し村内を統理す。

功才 人員数十名。掟を補助し村内の事務を掌る。二

十年勤続すれば一生の夫役を免ぜらる。

作見回 人員二十九名。年貢糖の植付け、施肥、収穫

の監察・督励をなす。

居番 村民輪番にこれを勤む。村役所の小使いである。

享保三年(一七一八)になつて横目役を増置して与人を補佐せしめた。

間切横目 人員七名。享保三年に置かる。役料四石。

与人を補佐し庶務をつかさどる。

津口横目 人員三名。元文四年(一七三九)に置かる。

出入船舶の検査、砂糖密売の取り締まり。外

国船他藩船の漂着などのとき取り締まりをな

す。

田地横目 人員六名。宝暦十二年(一七六二)に置か

る。津口横目として兼務せしむ。役料三石六

斗。作見回りをして耕作収穫を督励す。

山方横目 人員三名。宝暦年間に置かる。山林の保護

および植林の奨励をなす。

黍横目 甘蔗栽培の強制、施肥の督励をなし、砂糖の

増殖をはかるを任務とす。

右のほかに代官に出仕する書役四人、書役定助四人、

書役助二人、唐通事あり。

与人、横目、書役は藩庁御家老においてこれを任免し、

それ以下は代官においてこれを任免した。

定助 書役の定員になつてゐるのを替役、または定

助といい、書写・文案作成に当たる。

書役助 島役人が自分の子供らを願ひ出て、書役見習

稽古、茶番などという名目で代官所に採用され

る者がいたが、見習がだんだん書写や連絡文が上手になつてくると、書役助という名称がつけられ、代官所の書役に欠員があればそのまま書役になれる。それまでの費用は全部親が負担する。

唐通事 寛保三年（一七四三）からこの役が置かれた。

支那または朝鮮と交渉のおこる際における通訳のことで、鹿兒島または琉球に留学して支那語を修業した者がこの役に任用され、役格は横目格ないし与人格であった。

天保年間に、夏鼎幹（夏鼎用男）、曾勲は学力があり、唐語をよくしたので、共に唐通事に任ぜられた。